

今治拳友会 会費規程（細則）

第1条（目的）

本規程は、今治拳友会規約第8条及び第20条の規定に基づき、本会における会費の納入及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条（会費の種別）

会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金
- (2) 月会費
- (3) その他必要に応じて理事会が定める費用

第3条（入会金）

- 1 入会金は、入会時に納入するものとする。
- 2 入会金の額は、別に定める。

第4条（月会費）

- 1 会員は、毎月所定の会費を納入しなければならない。
- 2 月会費の額は、別に定める。

第5条（会費の起算日）

- 1 月会費は、入会日の属する月から発生するものとする。
- 2 月の途中で入会した場合であっても、当該月の会費は全額を納入するものとする。

第6条（納入方法）

会費は、本会が指定する方法により納入するものとする。

第7条（納入期限）

会費は、原則として当月分を当月の初日までに納入するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第8条（滞納）

会員が正当な理由なく会費を滞納した場合は、理事長は必要に応じて指導の停止又は活動の制限等の措置を講ずることができる。なお、長期又は重大な滞納については、理事会の決議により、指導の停止、活動の制限その他必要な措置を講

ずることができる。

第9条（返還）

既納の会費及び入会金は、原則として返還しない。

第10条（遠隔会員の会費）

- 1 県外在住者又は本会の通常の稽古に継続的に参加することが困難な者（以下「遠隔会員」という。）の会費については、月会費に代えて年会費を適用することができる。
- 2 前項の年会費は、通常の前月分相当額とする。
- 3 遠隔会員の適用については、本人の申出に基づき、理事長が承認するものとする。
- 4 年会費の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条（休会）

- 1 会員は、やむを得ない事情により一定期間活動に参加できない場合は、休会することができる。
- 2 休会を希望する場合は、事前に本会へ申し出て承認を受けなければならない。
- 3 休会期間中の会費は、原則として免除とする。ただし、必要に応じて減額とすることができる。
- 4 休会期間は、原則として最長6か月とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、理事会の承認により延長することができる。

第12条（会費の減免）

- 1 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合、会費の全部又は一部を減免することができる。
 - (1) 経済的事情により会費の納入が困難と認められる場合
 - (2) 兄弟姉妹で在籍している場合
 - (3) その他特に必要と認められる場合
- 2 減免の適用については、本人又は保護者の申出に基づき、理事長が承認するものとする。

第13条（改定）

会費の額その他本規程の内容は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。